

飯塚市介護保険規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月25日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第5号

飯塚市介護保険規則の一部を改正する規則

飯塚市介護保険規則(平成18年飯塚市規則第127号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率の算定の特例)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>826,500円</u>以下であり、当該第1号被保険者が属する世帯の世帯員の所得等が判明しないときにおいては、その所得等が判明するまでの間は、条例第3条第1項第4号に規定する保険料率とする。</p>	<p>(保険料率の算定の特例)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万9千円</u>以下であり、当該第1号被保険者が属する世帯の世帯員の所得等が判明しないときにおいては、その所得等が判明するまでの間は、条例第3条第1項第4号に規定する保険料率とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の飯塚市介護保険規則第9条の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料に係る保険料率の算定について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料に係る保険料率の算定については、なお従前の例による。